

視察（研修）報告書

令和 07 年 08 月 22 日

府中市議会議長 様

会派名又は 経政会

議員名 藤本秀範

日 時	令和 07 年 08 月 18 日(月)~08 月 20 日(水)
視察（研修）先	全国市町村国際文化研修所
視察（研修）項目	○地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～
参加者	藤本秀範
視察（研修）内容	<ul style="list-style-type: none">● 地方議員と政策法務 講師名：新潟大学副学長・経済科学部 教授 穴戸邦久 政策法務とは (ア) 政策法務の意義 ・自治体の政策は公共的な課題を解決するための方針を定めて目的と手段を体系化して活動につなげる。 ・自治体における法務 ・政策法務 ・提案提言の論述 (イ) 今なぜ政策法務か(政策法務の背景) ・第 1 次地方分権改革については、平成 11 年 7 月に地方分権推進一括法が成立。 ① 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化 ② 機関委任事務制度の廃止(上下主従の関係の廃止)と事務区分の再構成については仕事の質として自治事務と法定受託事務として区別 ③ 国の関与の類型化・ルール化と係争処理制度の創設(新しいルールの創設) ④ 権限移譲→国民に一番近いところで働く機関にやってもらう。 ・第 2 次地方分権改革 ○地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)は条例の制定が必要である。 ・例えば長崎県長崎市の事例では、坂の多い地域特性に応

	<p>じた道路構造基準の緩和とした市独自の基準を明確化したという事例がある。この取り組みについては、まず背景を検証し、取り組みの概要をまとめた。取り組みの成果としては住民の利便性を向上させた。立法事実とした義務枠の見直しをしたことも地方分権改革として成果として表れている。よって国が定めていることが地方の実情にあっていない場合はルール改正として事実化した事例であった。</p> <p>● 法制執務の基本</p> <p>講師名：関西学院大学 法学部 教授 小川大和</p> <p>1. 【演習導入】 講師： 宍戸邦久／小川大和</p> <p>2. 【演習】 条例立案演習 講師： 宍戸邦久／小川大和</p> <p>○演習導入(条例立案演習)</p> <p>(ア) この演習の意義は、研修に参加された同じ立場の他市町議員と意見交換をしながら物事を作り上げていくことが、研修現場に参加した大きな意義である。</p> <p>(イ) 条例に何を書き込むのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例提案における演習の実施 ・演習テーマ： 地域支え合い活動推進条例 ・演習会場： 演習室 2G-7 班 <p>3. 【演習】 発表・意見交換・講評</p> <p>講師： 宍戸邦久／小川大和</p>
所 感	<p>本研修における目的は、自治体における政策立案の重要性である。議会議員として議会に参加する中で、多くの条例改正が議案として提出されている。基本としては、国の法改正に基づく条例改正議案の提出となるが、自治体としての実情に則った政策法務に関する条例提案は、これからの地方議会にとっては分権化したなかでは欠かせない重要な部分として捉えている。そのためには政策法務に関する基礎的な知識の習得とグループ演習による条例文案などの作成を学ぶ必要がある。とくに条例の意義は、法規として定められており、秩序を守り安心して安全な社会生活の維持につながる根幹となる。制定するのにあたり要綱の運用や行政指導や行政計画による啓発措置としても効力を発揮させ、本市民で共有し長期的に運用されなければならない。ある意味規制的・奨励・誘導的措置を発するものとなる。</p> <p>全体として、法に対する懐疑的な見方として、法(憲法や法律や条例など)は、その必要性や内容の合理性を裏付ける事実を</p>

備えていなければならないとされている。こうした「法を支える」事実のことを「立法事実」という。しかしながら、この立法事実があやふやなまま、中身のある議論もせず制定されてしまう法もあるのではないだろうか。そのような事態からも立法事実は、制定時だけでなく施行されている間、つまりところ実際に効力のある間はずっと法律として備わっていなければならない。そして、その法が立法事実としてあやふやだと欠くときこそ裁判所は憲法違反(憲法 81 条裁判所は法律が憲法違反していないか審理判断することができる)などあるとしてその効力を失わせる(無効とする)と下す判断ができる。ではどのような時に判断を下さなければならないのか。それは、「特定の国民に対して、誰もが見逃すことのできない重大な問題を引き起こした時」にこそ発動しなければならない。だからこそ、議会(地方議会)においては、立法事実について適切に審理判断することが重要だという認識を得ることができる。さらに行政当局側においてもその案が立法事実を備えているということをしっかり公表していくことも求められているという認識も持たねばならないことを得ることができた研修でもあった。今回の研修講義と演習体験をとおして議会議員としても条例審査並びに立案に対する俯瞰要素を学べたと感じている。

※憲法学の違憲審査論の分野において立法事実論が取り上げられている行政法と憲法の関係から、立法事実とは「法律の基礎であり、その合理性を支える社会的 経済的 文化的な一般的な事実」と定義されている。(※参考: 芦部信喜先生憲法学者)

※意見審査とは、法律が憲法に対して適合しているのかどうか違憲性を審査することをいう。